

(7) 図画工作

ア 学習指導要領改訂の趣旨及び要点

ア) 改訂の趣旨

- 改訂の基本的な方向性は、次の2点である。
 - ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視し、目標及び内容の改善・充実を図る。
 - ・ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容の改善・充実を図る。

イ) 改訂の要点

a 目標の改善

- 変更された点は、次の3点である。
 - ・ 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視すること。
 - ・ 教科及び学年の目標を、育成を目指す資質・能力として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理すること。
 - ・ 図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせること。

b 内容構成の改善

- 変更された点は、次の5点である。
 - ・ 「A表現」の内容(1)を発想や構想に関する「思考力、判断力、表現力等」、(2)を「技能」の観点から整理し、その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」を通して、それぞれの資質・能力を身に付けることができるようにすること。
 - ・ 「B鑑賞」(1)を「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理すること。
 - ・ 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにすること。
 - ・ [共通事項] (1)アを、「知識」として位置付けること。
 - ・ [共通事項] (1)イを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付けること。

c 学習内容・学習指導の改善・充実

- 新たに加えられた点は、次の3点である。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

- ・ 障害のある児童などについては、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - ・ 創造することの価値に気付き、創造性を大切にすることを養うことで、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。
- 従前の項目に加えられた点は、次の3点である。
- ・ [共通事項] のアの指導に当たっては、低、中、高学年において示した事項に配慮すること。
 - ・ 活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。
 - ・ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
- 従前と変わらない点は、主に次の3点である。
- ・ 各学年で取り扱う材料や用具に変更はない。その後の学年でも繰り返し取り上げ、適切な扱いに慣れるようにすること。
 - ・ 各学年で版に表す経験や土を焼成して表す経験ができるようにすること。
 - ・ [共通事項] に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

イ 指導計画作成のポイント

- 新たに加えられた点は、次の2点である。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図るようにすること。
 - ・ 低学年においては、特に、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- 従前と変わらない点は、主に次の4点である。
- ・ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の関連を十分に図るよう配慮すること。
 - ・ 表現及び鑑賞の各活動において[共通事項]に配慮した指導計画を作成すること。
 - ・ 2学年間を見通し、学年間の関連を図るとともに、1年間に必要な経験などを配慮しながら、学年にふさわしい内容を選択し、目標の実現を目指すこと。
 - ・ 前学年までにどのような材料や用具を経験しているのかを把握し、児童が自分の経験を生かすことができる機会を設定すること。